

平成29年4月26日
都市局建築部住宅政策課
電話 245-5808
内線 6520

千葉市政担当記者 様

「千葉市住生活基本計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

千葉市では、市民の豊かな住生活を実現するため、現計画を改定し「千葉市住生活基本計画（案）」を作成しました。

つきましては、本計画（案）についてパブリックコメント手続を実施しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

現行の千葉市住生活基本計画（平成20年3月制定）は平成24年7月の改定後5年が経過しています。社会経済情勢に的確に対応し、安全で安心して住み続けられる住まいづくりを目指して、国や県の計画、平成28年3月の住宅政策審議会からの第4次答申などを踏まえて、本計画を改定します。

今回の改正においては、住宅の耐震施策やマンション施策等を拡充するとともに、新たに空き家対策や、地域資源の情報提供等を位置付けています。

2 パブリックコメント手続

(1) 公表期間 平成29年5月1日（月）～5月31日（水）

(2) 公表方法 ア 市ホームページへの掲載

http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/zyuseikatu_pabukome.html

イ 住宅政策課（千葉中央コミュニティセンター3階）市政情報室、各区役所地域振興課、市図書館（分館含む）での閲覧

(3) 市民への周知 ア 市政だより 5月1日号掲載

イ 市ホームページ 平成29年5月1日公表

3 意見の提出

(1) 募集期間 平成29年5月1日（月）～5月31日（水）（※必着）

(2) 提出方法 「千葉市住生活基本計画（案）に対する意見」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出。（※口頭、電話での意見は受けません）

ア 郵 送 〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1 千葉市役所住宅政策課

イ F A X 043-245-5849

ウ 電子メール jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

エ 持 参 住宅政策課（千葉市中央コミュニティセンター3階）、各区役所地域振興課

4 意見の公表

意見の概要とそれに対する市の考え方を平成29年6月中に市ホームページで公表する予定です。

（※住所、氏名などの個人情報公表しません。）

5 今後のスケジュール

パブリックコメント手続の結果等を踏まえ、平成29年7月に改定、公表する予定です。

6 添付資料

「千葉市住生活基本計画」（案）の概要